

議会改革活性化特別委員会報告書

平成 2 6 年 9 月

議会改革活性化特別委員会

目 次

1. はじめに P 2
2. 特別委員会の概要 P 2
3. 特別委員会開催状況と協議内容 P 2～P 6
4. 協議結果 P 6
5. 中間報告 P 7～P 8
6. 一般質問の運用基準〈参考資料〉 P 9～P 11
7. 特別委員会委員名簿 P 12
8. おわりに P 13

1. はじめに

地方分権時代を迎え、地方自治体の自主的な決定と責任範囲が拡大している今日、二元代表制の一翼を担う市議会が市民の代表機関として、地域の発展と福祉の向上のために果たすべき役割は、今後さらに大きくなることが予想されます。

市議会では、自治体の政策の立案や事業の評価などを、議論を尽くして決定する場ではありますが、政策が決定するまでの論点、争点の過程を公開することは、討論の場である議会の責務であります。

このような分権時代において、今後の笠間市議会運営のあり方が問われる中、市民に開かれた議会として、市民が納得できる政策形成機能の充実が必要であり、その機能を十分発揮し、市民の負託にこたえることを目指し、さらなる議会の活性化を図るため、平成25年3月定例会において、「議会改革活性化特別委員会」が設置され、これまで検討を行ってまいりました。

また、県内外で先進的な取り組みを行っている市議会を調査し、検討する際の参考と致しました。

このたび、特別委員会で調査、検討した結果について、一部中間報告をした内容も含め、最終報告を致します。

2. 特別委員会の概要

特別委員会の名称 議会改革活性化特別委員会
委員の定数 12名
付議事項

- ① 議員定数について
- ② 一般質問における一問一答について
- ③ 議会中継のインターネット配信について
- ④ その他、議会改革に関すること

3. 特別委員会開催状況と協議内容

回数	開催期日	協議内容
1	H25. 3. 18 (月)	1. 正副委員長の互選を行う。 委員長 西山 猛 副委員長 野口 圓
2	H25. 4. 19 (金)	1. 特別委員会の今後の進め方について 2. 先進市の研修及び講演会の開催について 3. 次回以降の特別委員会の開催日程について
3	H25. 5. 21 (火)	1. 県内の議会運営に関する調査の結果について 2. 今後の協議順序について

		3. 一般質問(一問一答方式)の傍聴について 4. 先進市の研修について 5. 講演会の開催について
4	H25. 7. 19 (金)	1. 一般質問における一問一答について 2. 先進市の研修について
5	H25. 8. 1 (木)	1. 一般質問における一問一答方式導入実施要綱(案)について 2. 一問一答方式導入に向けてのスケジュールについて
6, 7	H25. 8. 21 (水)	1. 一般質問における一問一答方式導入実施要綱(案)について 2. 議会改革活性化特別委員会中間報告(案)について
8	H25. 9. 17 (火)	1. 議会改革活性化特別委員会中間報告について(議決) 2. 議会中継のインターネット配信について 3. 傍聴者に関することについて
9	H25. 10. 17 (木)	1. 一般質問の運用基準について 2. 議会中継のインターネット配信について 3. 今後の検討課題について ① 討論のあり方について ② 常任委員会のあり方について ③ 付託案件以外の所管事務に関すること ④ 議員定数について
10	H25. 11. 18 (月)	1. 議会中継のインターネット配信における経費等について 2. 討論のあり方について 3. 付託案件以外の所管事務に関すること
11	H25. 12. 19 (木)	1. 議員定数について 2. 常任委員会のあり方について
12	H26. 1. 14 (火)	1. 一問一答方式実施後の報告について
13	H26. 1. 21 (火)	1. 議会改革活性化特別委員会からの提言(一問一答方式)について 2. 議員定数について
14	H26. 2. 18 (火)	1. 議員定数について 2. 中間報告について ・ 討論のあり方について ・ 付託案件以外の所管事務に関すること ・ 本会議におけるインターネット配信について
15	H26. 3. 14 (金)	1. 議員定数について ⇒議員定数を24名から22名とする。 ⇒常任委員会を4委員会から3委員会とし、委員は各7名とする。 ※議長は常任委員会に所属しないものとする。
16	H26. 5. 8 (木)	1. 正副委員長の互選を行う。

		<p>委員長 野口 圓 副委員長 石松 俊雄</p> <p>2. 一問一答方式について ⇒一問一答方式と一括質問・一括答弁方式の2方式とする。</p> <p>3. 傍聴者に関する事 ⇒受付を傍聴券の交付のみとする。</p> <p>4. 3 常任委員会の構成について</p> <p>5. 市民との意見交換について</p> <p>6. 政務活動費について</p>
17	H26. 5. 21 (水)	<p>1. 3 常任委員会の構成と名称について ⇒総務産業委員会 教育福祉委員会 建設土木委員会</p>
18	H26. 5. 27 (火)	<p>1. 議会インターネット映像配信事業者選定結果について (報告)</p> <p>(1) 事業者選定の方法 プロポーザル方式による、企画提案型</p> <p>(2) 参加業者 (株)フューチャーイン (株)大和速記情報センター (株)コンピュータービジネス</p> <p>(3) 選定結果 (株)フューチャーインに決定</p> <p>(4) 主な特徴 議場のマイクは、安全・確実な有線方式 議場内カメラ3台設置 映像配信：パソコン・スマートフォン・ タブレット端末での閲覧可能</p>
19	H26. 6. 16 (月)	<p>1. 政務活動費の使途基準について</p> <p>(1) パソコン, タブレット端末等の購入を可とする。</p> <p>(2) 新聞購読の取り扱いは, 全国一般紙は1紙まで, 地方紙・ 専門誌は制限なしとする。</p> <p>(3) 政務活動費の各個人口座の取り扱いについては, 従来通り とし, 自己責任において管理する。</p> <p>2. 市民との意見交換について</p> <p>(1) 土木建設委員会での実施結果を踏まえて特別委員会として 検討する。</p>
20	H26. 7. 22 (火)	<p>1. 議会改革活性化特別委員会の決定事項に係る例規改正につい て</p> <p>(1) 常任委員会のあり方については, 総務委員会(契約検査を司 る)と産業経済委員会(発注側)を一つの委員会にする事に問題 があるのではないかと意見があったが, 3 常任委員会にすること で決定する。</p>

		<p>【常任委員会の名称】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総務産業委員会 2. 教育福祉委員会 3. 建設土木委員会 <p>※委員会条例の改正を行う。</p> <p>(2) 傍聴者に関することについては, 住所, 氏名, 年齢の記載を廃止し, 傍聴券交付のみの受付とする。</p> <p>※傍聴規則の改正を行う。</p> <p>(3) 一般質問における対面方式での質問席・答弁席については, 議場内の左右2席ずつの4席を撤去し, 質問・答弁専用席を設ける。また, 2列目の議員席の両サイドを3人掛けにする案が提示された。具体的な配置図を作成し, 検討することとする。</p> <p>(4) 議会運営委員会委員の定数については, 8人とし, 構成は「常任委員会及び会派で構成する」ことで決定する。</p> <p>(5) 議長選挙の方法については, 「立候補制」ではなく, 「所信表明会」の方向で進めることとし, 会派等に持ち帰り検討する。</p>
21	H26. 7. 31 (木)	<p>1. 開かれた議会に関すること(市民との意見交換会)について</p> <p>(1) 土木建設委員会の意見</p> <p>開かれた議会を進めていく上で, 市民との意見交換会は必要であり, 何らかの形で実施していきたいが, 議会側の実施要項(方法), 準備体制, 人集め等は今後の課題である。</p> <p>2. 広報委員会の新設について</p> <p>(1) 現在, 議会だより編集委員会を設置しているが, 今後, 議会だより編集に加え, 議会中継のインターネット配信や議会ホームページの管理運営など議会広報に関する業務が発生するので, 広報委員会に格上げをして, 更に, 充実した組織とする必要がある。</p> <p>(2) 広報委員会の委員の定数は, 8人とする。</p> <p>(3) 広報委員会の設置については, 改選後の新体制から実施することとする。</p> <p>3. 議長の選挙について</p> <p>(1) 立候補制ではなく, 所信表明会として準備を進める。会派等にも持ち帰り検討することとする。</p>
22	H26. 8. 21 (木)	議会改革活性化特別委員会最終報告(案)について

4. 協議結果

柱	項 目	協議の結果
本会議のあり方に関すること	① 一般質問における一問一答方式について ② 討論のあり方について	① 一問一答及び一括質問・一括答弁の2方式から選択する。 (対面方式での質問席、答弁席を新設) ② 人事案件に対する討論・質疑は行わないこととする。
常任委員会の活性化に関すること	③ 常任委員会のあり方について ④ 付託案件以外の所管事務に関すること	③ 3委員会とする。(総務産業委員会、教育福祉委員会、建設土木委員会) ④ 従来通り積極的に取り組むこととする。
開かれた議会に関すること	⑤ 市民との意見交換(議会報告会を含む)について ⑥ 本会議のインターネット映像配信について ⑦ 傍聴者に関すること	⑤ 開かれた議会を進めていく上で、市民との意見交換会を何らかの形で実施していきたいが、実施方法や集客方法等が課題である。 ⑥ 平成26年9月定例会から映像配信する。 ⑦ 傍聴券交付のみの受付とする。
その他、議会改革に関すること	⑧ 議員定数について ⑨ 政務活動費のあり方(使途基準含む)について	⑧ 現行の24人を22人とする。 ⑨ 具体的使途基準の策定 【変更点】 ・パソコン、タブレット端末等の購入可 ・全国一般紙は1紙まで、地方紙・専門紙は制限なし。 【その他】 ・政務活動費の口座管理は従来どおりとし、取り扱いを統一しない。
	その他の協議事項 ① 議会運営委員会委員(8人)の選出方法について ② 議長選挙について ③ 議会広報に関することについて「議会だより編集委員会」から「議会広報委員会」に変更	① 常任委員会及び会派から選出された議員で構成する。 ② 「立候補制」ではなく「所信表明会」として準備を進める。 ③ 議会だより編集、インターネット配信、ホームページ等、議会広報に関することを所管する。 ・定数を6人から8人とし、改選後の新体制から実施する。

5. 中間報告

《第1回中間報告》（平成25年9月20日）

(1) 第1回中間報告の内容

1) 平成25年3月18日に正副委員長の互選を行う。

委員長 西山 猛
副委員長 野口 圓

2) 特別委員会付議事項の今後の進め方について確認する。(具体的検討事項)

- ・一般質問における一問一答方式について
- ・討論のあり方について
- ・常任委員会のあり方について
- ・付託案件以外の所管事務に関すること
- ・市民との意見交換（議会報告会を含む）について
- ・本会議のインターネット配信について
- ・傍聴者に関することについて
- ・議員定数に関することについて
- ・政務活動費のあり方（使途基準含む）について

3) 上記、9項目の協議順序の検討、県内市議会の議会運営に関する調査を実施し、検討する際の参考とする。

4) 具体的事項の検討（特別委員会として結論の出た事案）

- ・「本会議のあり方に関すること」で、現行の「一括質問・一括答弁方式」と「一括質問・一問一答方式」及び「一問一答方式」の3方式からの選択制として、質問通告時に選択するものとする。
- ・議員の質問の持ち時間は、施行期間中においては、質問・答弁合わせて60分以内とする。実施時期については、本年の第4回定例会から施行実施し、2から3回程度検証し、その後、規則の改正等を行い本格実施へ移行する。
- ・「開かれた議会に関すること」のうち傍聴者に関することについては、市民が傍聴しやすく、かつ傍聴者の個人情報保護にも配慮し、住所、氏名、年齢の記載を廃止して、傍聴券を交付するだけの受付とする。

5) 講演会及び研修等

- ・6月11日に取手市議会と筑西市議会の「一問一答」を視察する。
- ・6月17日に講演会を開催する。

【講師】元全国都道府県議会議長会

議事調査部長 野村 稔 氏

【題目】議会改革，議員の心得について

・8月22日・23日に議会改革先進市行政視察を実施する。

22日・・・千葉県流山市議会

東京都町田市議会

23日・・・東京都多摩市議会

《第2回中間報告》（平成26年6月3日）

(1) 第2回中間報告の内容

1) 平成26年5月8日に正副委員長の互選を行う。

委員長 野口 圓

副委員長 石松 俊雄

2) 具体的事項の検討（特別委員会として結論の出た事案）

- ・一般質問における一問一答方式については、「一括質問・一括答弁方式」と「一括質問・一問一答方式」及び「一問一答方式」の3方式の選択制としていたが、「一問一答方式」と「一括質問・一括答弁方式」の2方式の選択制とし、6月定例会から実施する。
- ・9月定例会において、特別委員会から最終報告を行い、規則等の改正後、本格実施とする。
- ・討論のあり方については、人事案件に対する討論・質疑は行わないこととし、「申し合わせ」に明記する。
- ・常任委員会のあり方については、議員定数と密接に関連しているため、第11回から第15回の会議の中で、時間をかけて慎重に議論を重ねた結果、議員定数を24人から22人とすることから、常任委員会の数を現在の4常任委員会から3常任委員会とすることに決定する。
検討の根拠としては、県内・県外の同規模市における人口規模、予算規模、面積、議員定数等のデータを参考にすのほか、市民の多様な意見が反映される人数であること、及び合併による地域的特性等に配慮して検討した。
- ・付託案件以外の所管事務に関することについては、従来通り積極的に取り組むこととする。
- ・本会議のインターネット配信については、9月議会よりライブ中継、録画中継を開始し、本庁及び各支所のロビーにおいてもライブ中継が視聴できるようにする。
- ・傍聴者に関することについては、これまでの、住所、氏名、年齢の記載を廃止し、傍聴しやすい環境を作ることとする。

- ・議会報告会を含む市民との意見交換会について及び使途基準を含む政務活動費のあり方については、現在、協議中でありまとめ次第報告するものとする。

6. 一般質問の運用基準 <参考資料>

(1) 質問方法

1) 一括質問・一括答弁方式

従来どおり、複数ある質問事項を一括して質問し、その答弁及び再質問も一括して行う。

2) 一問一答方式

一つの詳細な質問事項ごとに、質問と答弁を繰り返して行う。

※ 6月定例会より上記二方式からの選択とし、質問通告書提出時に選択する。

(2) 質問の回数及び時間

1) 一括質問・一括答弁方式を選択した場合の質問回数は、従来と同様3回までとし、質問時間についても30分以内とする。

2) 一問一答方式を選択した場合の質問回数は、無制限とし質問時間は、質問・答弁合わせて60分以内とする。

(3) 質問席及び答弁席

1) 市長、副市長及び教育長の答弁は、すべて登壇して行う。

2) 一括質問・一括答弁方式の場合、当該部長は、最初の答弁に限り登壇してこれを行い、再質問からは、答弁席から答弁する。但し、通告に基づいて予定していた所管の部長以外の本会議出席者が答弁するときは、自席で行う。

3) 一問一答方式の場合、最初に行う答弁から答弁席で行う。

4) 議員の質問席については、すべて西側出入り口前に新たに質問席を設け、その質問席から行うものとする。

(4) 答弁者及び答弁席へ入る職員

1) 一括質問・一括答弁方式の場合の答弁者は、市長・副市長・教育長・部長等（支所長含む）以上の職員とする。

2) 一問一答方式の場合の答弁者は、市長・副市長・教育長・部長・課長（支所長・館長・局長等を含む）以上の職員とする。

3) 答弁席へ入る職員については、部長・課長（支所長・館長・局長等含む）及び課長補佐以上の職員までとする。

なお、答弁席の座席数は、2列設置し6席とする。次の質問に対応する課長等の控え席は、執行部席最後部の2席とする。

(5) 答弁席へ入る職員の報告について

1) 質問内容を所管する部長は、前項に基づいて定めた答弁席に着座する職員の氏名について、答弁調整会議終了後、速やかに総務課長に報告するものとし、総務課長は、これを取りまとめて議会事務局長に通知する。

なお、本会議中やむを得ず、答弁者への資料提供のため、事前通告した以外の職員が議場へ出入りする場合には、その職員の報告については必要としない。

(6) 答弁席へ入る時機

1) 一問一答方式の場合は、議長の指示に従い、最初に質問事項を所管する課等の職員のみが答弁席へ入るものとする。これ以降の質問事項を所管する課等の職員は、議長の指示に従って議場へ入り、答弁席を入れ替わるものとする。

(7) 反問権について

1) 答弁者は、質問した議員に対して、議長の許可を得て反問することができる。

(8) 一問一答方式の実施時期

1) 平成 25 年 12 月定例会から試行実施し、2 回から 3 回程度各定例会で検証を行い、問題点等が生じた場合は、修正・改善し、その後規則改正等を行い、本実施へ移行する。

(9) 質問の通告等について

1) 質問通告書について、項目を大・中・小とし、番号で大を 1、中を (1)、小を ①と表記する。尚、一問一答についての質問は、小項目毎とする。

2) 質問通告については、議会運営委員会で定めた日（一般質問初日の 6 日前の午前中（土・日・祝日を除く））とし、質問要旨は、具体的且つ、詳細（特に統計的な数値を求める場合）に記載する。尚、場合によっては、執行部との事前打ち合わせを十分行うものとする。

3) 議員は、質問項目順に質問し、項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入る。

4) 質問は、項目順に完結し、遡っての質問はできない。また、時間制限の関係で質問事項の順序を変えるときは、質問の中で順序を変える旨を発言しなければならない。尚、割愛した質問へは遡って戻れない。

5) 質問時間に制限があるため、質問者、答弁者とも簡潔・明瞭な質問・答弁に努める。

6) 質問が時間内に終了しなかった場合は、議長が注意を促し、質問を終了させる。また、議場で質問（発言）しなかったものに対しては、発言効力がない。（発言時間が足りなくなった際に、「質問時間が残り少なくなったので、後は通告したとおりです。執行部の答弁をお願いします。」と発言しても質問効力は発生しない。（質

問したことになる。）

- 7) 質問者が執行部の答弁者を指名することはあくまで希望であり、答弁者の決定権は、執行部側にあり、誰が答弁するかは執行機関の長が判断する。
- 8) 一部事務組合に関する質問は、認めないものとする。
- 9) 一日の質問者数は、5人以内とする。
- 10) 答弁席に課長等が着座するときは、議長席背面から入り、退席するときは、東側出入口から退席する。但し、本会議出席者は、自席と答弁席との間を直接移動する。この場合において、答弁席に入る際は、着座する前に国旗及び市旗に向かって一礼してから着座するものとし、退席時は、その逆の順で一礼する。

(10) その他

- 1) 議案質疑については、現行どおりとする。
 - 2) 上記以外については、従前の申し合わせ事項によるものとし、疑義が生じたときは、議会運営委員会で協議して決定する。
 - ※ 従前の申し合わせ事項（上記以外について）
- 関連質問は、認めない。
 - 質問の順番は、議会運営委員会において抽選により決定する。
 - 通告締め切りの翌日に、議会運営委員会を開催し、通告内容及び重複質問の取り扱い等を協議する。
 - 議会運営委員会で決定した質問の順番及び質問項目はホームページで公表する。

7. 議会改革活性化特別委員会委員名簿

特別委員会設置：平成 25 年 3 月 18 日

区 分	氏 名	委員選出区分	任 期
委 員 長	西山 猛	土木建設委員会	H25. 3. 18 ~ H26. 3. 17
委 員 長	野口 圓	会派等・公明党	H26. 5. 8 ~ H26. 9. 2
副委員長	野口 圓	会派等・公明党	H25. 3. 18 ~ H26. 5. 8
副委員長	石松 俊雄	文教厚生委員会	H26. 5. 8 ~ H26. 9. 2
委 員	石松 俊雄	文教厚生委員会	H25. 3. 18 ~ H26. 5. 8
委 員	小磯 節子	産業経済委員会	H25. 3. 18 ~ H26. 9. 2
委 員	飯田 正憲	会派・市政会	H25. 3. 18 ~ H26. 9. 2
委 員	蛭澤 幸一	産業経済委員会	H25. 3. 18 ~ H26. 9. 2
委 員	海老澤 勝	総務委員会	H25. 3. 18 ~ H26. 9. 2
委 員	萩原 瑞子	文教厚生委員会	H25. 3. 18 ~ H26. 9. 2
委 員	横倉 きん	会派等・共産党	H25. 3. 18 ~ H26. 9. 2
委 員	町田 征久	総務委員会	H25. 3. 18 ~ H26. 9. 2
委 員	大関 久義	土木建設委員会	H25. 3. 18 ~ H26. 9. 2
委 員	市村 博之	会派・政研会	H25. 3. 18 ~ H26. 9. 2
委 員	中澤 猛	土木建設委員会	H26. 5. 2 ~ H26. 9. 2

8. おわりに

平成 25 年 3 月 18 日に、議会改革活性化特別委員会を設置し、議会改革 9 項目についてこれまで 22 回の協議を実施いたしました。

主な協議といたしまして、一般質問における一問一答方式の導入につきましては、平成 25 年第 4 回定例会より試行的に実施して参りましたが、平成 26 年第 3 回定例会におきまして、関係例規の改正を行い、本格実施に移行いたします。

また、本会議のインターネット映像配信につきましては、本年 9 月定例会からライブ中継及び録画による映像配信を実施し、本所・各支所のロビーでも視聴することができるようになります。

議員定数及び常任委員会のあり方につきましては、県内、県外の同規模市における人口規模、予算規模、面積、議員定数等を参考にするとともに、市民の多様な意見が反映できる人数であることや、合併による地域的特性等に配慮し、議員定数を現在の 24 人から 22 人とし、これに伴い常任委員会数を現在の 4 常任委員会から 3 常任委員会にすることで結論が出されました。

市民との意見交換会については、土木建設委員会の実施結果を踏まえ協議をした結果、何らかの形で実施すべきであるが、実施方法や集客方法等については、今後の課題となりました。

その他の協議事項として、これまでの議会だより編集委員会を広報委員会に名称を変更し、議会だよりの編集の他に、本会議のインターネット配信及び議会ホームページなどの議会広報へと所管を拡大し、充実を図ることとしました。

また、議長、副議長選挙について、所信表明会の実施に向けた準備を進め、今後の運営を議会運営委員会に引き継ぐこととしました。

以上が、議会改革活性化特別委員会において議論がなされ、結論が出された主なものでございます。

笠間市議会におきましては、今回の特別委員会での審査結果を尊重し、市民に対する説明責任を果たすと共に、議会機能の拡充を図り、市民の負託と信頼に応えていくことが求められております。

今後におきましても、地方分権の進展に伴い、市民の代表である議会及び議員の果たすべき役割や責務は、ますます増大していくものと思われ、その時代、時代に沿った更なる議会改革の必要性が出てくるものと考えられます。

今回の特別委員会で議論されたことが、笠間市議会の議会改革の第一歩として今後引き継がれ、市政の発展に寄与することを願い、最終報告といたします。